

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（臨時会）会議録（平成29年7月10日）

議 事 日 程

平成29年7月10日午後2時開議

第 1 議長の選挙

（以下 追加議事日程）

第 2 議席の指定

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 議案第 7 号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第 6 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第 7 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 8 議案第10号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

第 9 議案第11号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産条例の一部を改正する条例案

第10 議案第12号 技能職員等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第11 議案第13号 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案

第12 議案第14号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案

第13 議案第15号 監査委員の選任について

第14 議案第16号 懲戒審査委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監29の第 3 号 例月出納検査結果報告の提出について

出席議員 20 人

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 美 延 映 夫 君   | 11番 | 岸 本 栄 君     |
| 2番  | 広 田 和 美 君   | 12番 | 高 山 仁 君     |
| 3番  | 大 内 啓 治 君   | 13番 | 永 井 広 幸 君   |
| 4番  | 木 下 誠 君     | 14番 | 井 上 浩 君     |
| 5番  | ホ ン ダ リ エ 君 | 15番 | 尾 上 康 雄 君   |
| 6番  | 今 井 ア ツ シ 君 | 16番 | 上 野 尚 登 君   |
| 7番  | 前 田 和 彦 君   | 17番 | 大 野 義 信 君   |
| 8番  | 山 本 長 助 君   | 18番 | 重 松 恵 美 子 君 |
| 9番  | 床 田 正 勝 君   | 19番 | 篠 本 雄 嗣 君   |
| 10番 | 加 藤 仁 子 君   | 20番 | 池 内 秀 仁 君   |

議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 管 理 者             | 吉 村 洋 文 |
| 副 管 理 者           | 田 中 誠 太 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長           | 永 谷 義 一 |
| 施 設 部 長           | 櫻 田 輝 生 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一   |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 金 箱 幸 泰 |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 慎 二 |

|           |      |
|-----------|------|
| 施設部建設企画課長 | 金子正利 |
| 西淀工場長     | 成瀬新吾 |
| 平野工場長     | 難波利幸 |
| 東淀工場長     | 竹田享司 |
| 鶴見工場長     | 下田洋彰 |
| 八尾工場長     | 石田憲治 |
| 舞洲工場長     | 村上真也 |

総務部総務課長代理（千石隆之君） 議員各位に申し上げます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、大阪市の加藤仁子議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

臨時議長（加藤仁子君） ただいま、御紹介いただきました加藤仁子でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。

何とぞ、よろしく申し上げます。（拍手）

開 会

平成29年7月10日午後2時開会

臨時議長（加藤仁子君） ただいまの出席議員は20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成29年第1回臨時会を開会いたします。

開 議

臨時議長（加藤仁子君） 本日の会議を開きます。

この際、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（加藤仁子君） これより議事に入ります。

臨時議長（加藤仁子君） 日程第1、議長の選挙を行います。

臨時議長（加藤仁子君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。よって、選挙方法については、指名推選で行うことと決定いたしました。

臨時議長（加藤仁子君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては、臨時議長において指名することに決定いたしました。

臨時議長（加藤仁子君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長に山本長助君を指名いたします。

臨時議長（加藤仁子君） お諮りいたします。ただいま、臨時議長において指名いたしました山本長助君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山本長助君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長に当選されました。（拍手）

臨時議長（加藤仁子君） それでは、当選されました山本長助君から、御挨拶をお願いいたします。

（8番山本長助君発言席へ）

8番（山本長助君） ただいま、皆様に御推挙いただき、本組合の第4代議長に、就任いたすこととなり、身が引き締まる思いでございます。

さて、本組合も事業を開始し、はや3年目を迎えることとなりました。本組合が担う一般廃棄物の焼却処理事業は、市民生活に直結する住民サービスであり、欠くことのできない社会基盤の一つでございます。

これまで、大阪市、八尾市、松原市の3市の連携のもと、順調に運営がなされているところではございますが、今後、住之江工場のプラント更新事業も進めていく中で、さらなる効率的・効果的な事業運

営を行っていくため、行政のチェック機関としての議会の責任を果たすべく、議長として、職務に精励してまいり所存でございます。

どうか今後とも一層の御支援を賜りますとともに、円滑な議会運営に御協力いただきますよう切にお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

臨時議長（加藤仁子君） これで、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

臨時議長（加藤仁子君） 皆様方の御協力をいただきまして、無事大役を果たすことができました。

まことにありがとうございました。

臨時議長（加藤仁子君） 山本議長、議長席にお着きください。

（8番山本長助君、議長席に着く）

議長（山本長助君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

議長（山本長助君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、尾上康雄君、上野尚登君の御両君を指名いたします。

議長（山本長助君） 日程第2、議席の指定を行います。

各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

議長（山本長助君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

議長（山本長助君） お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（山本長助君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

議長（山本長助君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって

選挙方法については、指名推選で行うことと決定しました。

議長（山本長助君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

議長（山本長助君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に篠本雄嗣君を指名いたします。

議長（山本長助君） お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました篠本雄嗣君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました篠本雄嗣君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に当選されました。（拍手）

議長（山本長助君） それでは、当選された篠本雄嗣君から、御挨拶をお願いいたします。

（19番篠本雄嗣君発言席へ）

19番（篠本雄嗣君） ただいま皆様方の御支持によりまして大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長の要職を担うことになりましたことは、まことに光栄に存じております。

微力な私ではありますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら議長の補佐役として、精いっぱい努力をいたしまして、その責務を果たす所存でございます。どうか皆様方におかれましては、今後とも特段の御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

議長（山本長助君） 次に、日程第5、議案第7号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案ないし日程第12、議案第14号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案を一括して議題といたします。

議長（山本長助君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） 議案第7号から議案第14号について、その概要を、御説明いたします。

議案第7号は、職員の休暇として介護時間を創設するとともに、介護休暇を取得することができる期間を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第8号は、育児休業の対象となる子の範囲、再度の育児休業をするための要件等を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第9号は、給与の支給対象となる退職者の範囲等を改め、あわせて規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

議案第10号は、定年退職等の場合の退職手当の基本額に係る支給率の適用を受ける職員の範囲等を改めるとともに、失業者の退職手当の支給要件を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第11号は、議会の議決に付すべき財産の取得または処分に係る土地の面積要件を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第12号は、技能職員等の定年前早期退職に係る退職手当の基本額の算定方法の特例措置を講ずる期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。

議案第13号は、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第14号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

以上、条例案につきまして、御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本長助君） これより質疑を行います。

井上浩君の質疑を許します。

14番、井上浩君。

（14番井上浩君発言席へ）

14番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。

私は、議案第12号技能職員等の退職手当の特例に関する条例の改正案についてお伺いをいたします。

今後の早期退職の見込み計画というのはあるのでしょうか。また、早期退職の勧奨による人件費の減を見込んで経営計画というのは立てているのでしょうか。

か。まず確認の意味でお尋ねいたしたいと思います。

議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。

議長（山本長助君） 吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。

現行の経営計画につきましては、基本的に定年退職による減等をベースに策定しているところですが、今後の見込みにつきましては、早期退職の状況も踏まえ必要に応じ検討してまいります。

議長（山本長助君） 14番、井上浩君。

14番（井上浩君） 今でもですね、ぎりぎりの人数で経営をしているという状況でございますから、これ以上、人件費の減を見込んだ経営計画を立てるということは、無謀に過ぎるということを申し上げておきたいと思います。

議長（山本長助君） 14番、井上浩君。

14番（井上浩君） 今回の早期退職に係る退職金優遇制度の延長は、技能職の職員数の削減を目的とした退職勧奨制度の延長にほかならず、ごみ収集部門と同様に一部事務組合においても実施することによどのような目的があるのかお伺いをいたします。

議長（山本長助君） 吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。

大阪市におけます技能職員等の退職手当の特例につきましては、大阪市の人員マネジメントや市政改革プランを推進するため、技能職員等を対象に平成27、28年度に限定して実施されたところでございます。

環境施設組合におきましても、工場運営につきましては、D B O方式等、民間活力の導入を組織的に積極的に図ることとしております。また、本組合の技能職員の勤務労働条件につきましては大阪市の準じるよう制度設計しているところから、平成27年4月に大阪市と同様に平成27、28年度に限定した技能職員等の特例に関する条例を定め、早期退職特例制度を実施してきたところでございます。

このような状況の中、大阪市におきまして、早期退職特例制度を平成29年度も継続するとされたため、本組合におきましても勤務労働条件を大阪市と整合させるために、技能職員等の退職手当の特例に関する条例の改正を行うものでございます。

議長（山本長助君） 14番、井上浩君。

14番（井上浩君） 私は目的をお聞きしたのですけれども、目的という点につきましては、はっきりしたお答えがなかったと認識しております。

これ以上、職員の削減を勧奨して、果たして、現場がもつのか、私は甚だ疑問であります。

議長（山本長助君） 14番、井上浩君。

14番（井上浩君） 職員数の削減、すなわち人件費を削減し続けることありきでは、一部事務組合の担う公的な役割をみずから放棄することにつながるのではないかと考えます。

申すまでもなく、一部事務組合とは地方自治体が住民の福祉の増進を図り、地域の行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たす上で、その仕事の一部を共同処理するために設置するもので、地方自治法の適用団体であります。

一部事務組合であるからといって、私どもは厳正に行政を審議、監視する立場には何ら変わりがないわけであります。

そこで、お伺いをいたしますが、早期退職勧奨制度への職員の受けとめはいかがでしょうか。また、業務体制として職員減による行政サービスへの支障はないと言い切れませんか。また、職員の新規採用についてのお考えはいかがでしょうか。3点まとめてお伺いいたします。

議長（山本長助君） 吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、本組合の工場運営につきましては、DBO方式等の民間活力の導入を積極的に図ることとしておりまして、早期退職特例制度が業務体制に支障をもたらすものとは考えておりません。

今後とも退職による職員の推移の状況を勘案しながら、構成3市の市民の負託に応え、行政サービスの低下を来すことなく効果的・効率的な事業運営に向けて取り組みを進めてまいりますので、何とぞ、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（山本長助君） 14番、井上浩君。

14番（井上浩君） 民間委託を目指しているから支障を来すとは考えておりませんか。私、現状を聞いているのです。将来的に民間委託を目指しているから支障を来しておりませんか、と。現状を見ない議論で

はないですか。もう既に支障を来しているということをお聞きしたいと思っております。

また、職員の受けとめという点にも全く御答弁では触れられておりませんでしたけれども、早期退職したらどうですかという条例がありながら、その一方で、退職を申し出た職員に対しては、人手が足りないために慰留している現状がありますよね。慰留していますよね。これに職員は矛盾を感じているのではないのでしょうか。だから職員の受けとめどうですかとお聞きしたのですけれども。

退職を申し出た職員に対しては人手が足りないから慰留している、この現実をどう認識されていますか。

議長（山本長助君） 吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

総務部総務課長（吉田一君） お答えいたします。

ただいま、議員御指摘のとおり、私ども、技能職員の早期退職特例制度の延長というのを今年度も進めてきておりますけれども、職員の勤務労働条件につきましても、あくまで、大阪市と整合性を保つという意味での条例改正でございますので、御理解を一定いただいていると考えております。

議長（山本長助君） 14番、井上浩君。

14番（井上浩君） 全くお答えにならないのですよね。答えられないようなことをやったらだめだと、申し上げておきたいと思っております。

今、議論してまいりましたように、業務体制は限界にきています。ですから、皆様といたら、本音のところでは新規採用もしたいけれども縛りがきつ過ぎてなかなか身動きがとれないというところではないですか。一方で、人件費を削らんがために早期退職は勧奨し続ける、この矛盾を改めてですね、環境行政を責任持って進めるための施策と体制を真剣に立て直さないといけないところに今来ている。限界なんです。そのことをしっかり認識していただくようにと強く要望いたします。私の質疑を終わります。

議長（山本長助君） これより採決に入ります。

まず、議案第12号について起立により採決いたします。

議長（山本長助君） 議案第12号について、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山本長助君） 多数であります。よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

議長（山本長助君） 次に、議案第7号ないし11号、13号及び14号について、一括して採決いたします。

議長（山本長助君） お諮りいたします。議案第7号ないし11号、13号及び14号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号ないし11号、13号及び14号は、いずれも原案どおり可決されました。

議長（山本長助君） 次に、日程第13、議案第15号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議長（山本長助君） この際、申し上げます。本件に関しては、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されますので御退席をお願いします。

議長（山本長助君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました監査委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員として、組合議会のホンダリ工議員を選任いたしましたと思います。

同議員につきましては、2期にわたり、大阪市会議員を務められており、その人格・識見ともに本組合の監査委員としてまことに適任と思っておりますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本長助君） これより採決に入ります。

議長（山本長助君） お諮りいたします。議案第15号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、これに同意することに決しました。

議長（山本長助君） 次に、日程第14、議案第16号、懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議長（山本長助君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） ただいま、御上程に相なりました懲戒審査委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の懲戒審査委員会委員として、職員から樺田輝生を選任したいと思っております。

樺田につきましては、長年、大阪市行政に携わり、現在は、本組合の施設部長として奉職しておりますことから、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じます。

何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本長助君） これより採決に入ります。

議長（山本長助君） お諮りいたします。議案第16号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、これに同意することに決しました。

閉 議

議長（山本長助君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

議長（山本長助君） 本臨時会はこれをもって閉会いたします。

午後2時26分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

山 本 長 助 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会臨時議長

加 藤 仁 子 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

尾 上 康 雄 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

上 野 尚 登 ⑩